

2022 年 10 月 1 日
株式会社多美人生開発

返戻金制度について

返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が入社後 3 ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- (1) 入社後 1 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 80%
 - (2) 入社後 1 ヶ月超 3 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 50%
- ただし、求人者と求職者間との協議の上、これに限らない場合もあります。

以上